

株 主 各 位

大阪市西区新町一丁目4番24号
株式会社くろがね工作所
代表取締役社長 神 足 尚 孝

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年2月25日（金曜日）午前9時
2. 場 所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
北浜フォーラム A・B・C室（大阪証券取引所ビル3階）
（末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第102期（2020年12月1日から2021年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第102期（2020年12月1日から2021年11月30日まで）計算書類報告の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ なお、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kurogane-kks.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当日会場へのご来場は極力お控えいただくようお願い申しあげます。
 - ◎ ご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

事 業 報 告

(2020年12月 1 日から2021年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の変異株による感染拡大が再燃するなか、ワクチン接種の進展による経済活動の段階的再開や、景気対策の効果により、景気回復の動きが一部には見られた一方、原材料や製品の供給不足や供給網の混乱、原材料価格や輸送費の高騰、不安定な為替や原油相場等、引き続き予断を許さない状況が続いております。

このような経済状況下、当社グループは、中期経営計画『Value2022』（2020年11月期～2022年11月期）に基づく営業活動の強化による顧客基盤の拡大・拡充を図り、家具関連事業においては新型コロナウイルス感染症を契機とした働き方改革に対するソリューションセールスを強化し、売上の減少に歯止めが掛かりました。一方、建築付帯設備機器事業においては、医療施設向け案件の延期・減少等の影響を受けましたが、全社ベースでは3期ぶりの増収となりました。原価面では、建築付帯設備機器事業における工場での生産量の低下に対し、直間比率の見直し、生産ラインの見直し等による加工費の低減に一定の効果が見られたものの、家具関連事業での大口の入札案件における価格競争や、鋼材を中心とした原材料価格および運送費や搬入費が高騰するとともに、期末にかけて為替が円安に振れたため、輸入製品の採算が悪化した影響等を受け、売上総利益率が悪化した一方、販売費及び一般管理費については、前連結会計年度に固定費・経費の削減を企図した営業拠点の再配置に伴う本社および東京営業所の賃借スペースの一部返還、組織・人員体制の見直しを実施し、当連結会計年度においても継続的な経費削減に取り組み削減額は計画を上回りました。

その結果、当連結会計年度の売上高は83億73百万円（前連結会計年度比1.9%増）となりました。

損益面につきましては、営業損失は1億2百万円（前連結会計年度は営業損失2億43百万円）、経常損失は70百万円（前連結会計年度は経常損失2億52百万円）となりました。また、特別利益として投資有価証券売却益1億16百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は5百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失5億8百万円）となりました。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

[家具関連事業]

(事務用家具部門)

前連結会計年度において、緊急事態宣言の発出等の影響により延期となっていた、金融機関や大手企業での案件の再開、首都圏での大口案件の受注、ならびにポストコロナを見据えたオフィス環境の見直しに伴う需要や、一層関心が高まりつつある I A Q (インドア・エア・クオリティ) を重視した安全・安心なワークプレイスの構築に対する需要等へ積極的に提案営業を展開する一方、緊急事態宣言の再発出等により一部案件の延期・縮小等の影響を受けましたが、売上高は前連結会計年度を上回りました。

(家庭用家具部門)

就学児童数の減少や、ライフスタイルの変化等、総需要が減少する厳しい状況が続くなか、コロナ禍における在宅勤務、オンライン学習等への需要の取り込みに向け、デザイン性、機能性を一新した商品や、大型量販店向けオリジナル商品の投入等、受注拡大に注力しましたが、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響による海外調達製品の入荷遅れの影響を受け、売上高は前連結会計年度を下回りました。

その結果、家具関連事業部門の売上高は61億94百万円（前連結会計年度比9.6%増）となりました。

[建築付帯設備機器事業]

(建築付帯設備他部門)

新型コロナウイルス感染拡大の影響による着工案件の中止、延期、完工物件の減少等の影響により、医療福祉施設市場向けの主力商品である懸垂式引戸「アキュドユニット」、病院向けの医療ガスアウトレット／情報端末内蔵式設備「メディウォード・ユニット」は足下厳しい状況が続き、前連結会計年度を下回りました。

(クリーン機器他設備機器部門)

医療施設向けのクリーン機器においては、建築付帯設備他部門と同様、受注案件の減少傾向が続いています。一方、工業用空調機については、半導体製造工場向けや、熱中症対策等を見据えた需要の取り込み等により堅調に推移し、また院内感染防止のための陰圧ユニット等の新規 O E M 製品の受注等に鋭意努力をしましたが、売上高は前連結会計年度を下回りました。

その結果、建築付帯設備機器事業の売上高は21億79百万円（前連結会計年度比15.2%減）となりました。

事業別売上高

事業	売上高	構成比	前連結会計年度比
家具関連事業	6,194百万円	74.0%	9.6%
建築付帯設備機器事業	2,179	26.0	△15.2
合計	8,373	100.0	1.9

(2) 設備投資等の状況および資金調達の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額はリースを含めて67百万円であり、主なものは津工場の生産合理化設備等であります。

その所要資金は自己資金および銀行からの借入等によっております。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染状況、原材料価格および為替の動向等を慎重に見極めながらの対応を迫られるものと考えております。

ワークプレイスのウィズコロナ・ポストコロナへの対応を含めた働き方改革に伴うハイブリッドワーク対応オフィスの提案活動に注力するとともに、執務環境 I A Q (インドア・エア・クオリティ) の改善に効果があるアトモスエア (バイポーライオン発生装置)、省エネによる脱炭素効果の高いクライメイト・ウィザード (間接蒸発冷却式空調機)、空調設備の効率化・安全化・施工性に大きく貢献するダクトソックス (ファブリックダクト給気システム) 等、当社企業理念である「人と環境にやさしい空間創造」に敵う商材についての提案活動の強化・拡大をしてまいります。併せて、受注拡大の取り組みとして O E M 製品等の営業を推進してまいります。

生産性の抜本的改善としては、売上総利益率・販売管理費率の改善を目指し、営業活動の量と質の改善による利益率の高い売上の拡大や、固定費の見直しとして、営業拠点の再配置、組織・人事体制の見直しおよび生産工程における変種・変量体制への対応の徹底等の業務の効率化による人員の適正化に引き続き取り組んでまいります。

また、人材基盤の強化を目的として、人事制度の運用改訂を実施いたすとともに組織の大括り化を行うことにより管理職の職責を拡大し業績目標管理の強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第99期 (2018年11月期)	第100期 (2019年11月期)	第101期 (2020年11月期)	第102期 (当連結会計年度) (2021年11月期)
売上高	11,042百万円	9,550百万円	8,217百万円	8,373百万円
経常損失	54百万円	238百万円	252百万円	70百万円
親会社株主に帰属する当期純損失	59百万円	284百万円	508百万円	5百万円
1株当たり当期純損失	34円96銭	167円19銭	298円44銭	3円15銭
総資産	10,862百万円	10,188百万円	9,617百万円	9,635百万円
純資産	4,202百万円	3,839百万円	3,405百万円	3,382百万円

(注) 1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づいて算出しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
くろがね興産株式会社	25百万円	100%	物流配送
ケイ・エス・エム株式会社	10百万円	100%	鋼製事務用家具の製造

(注) 上記重要な子会社を含めて、連結子会社は4社であります。

(6) 主要な事業内容 (2021年11月30日現在)

当社グループの製造ならびに販売する製品および商品の、事業部門別の主なものは次のとおりであります。

①家具関連事業

事務用デスク、チェア、カウンター、テーブル、ファイルキャビネット・保管庫・ロッカー等の収納家具、各種物品棚、各種間仕切、各種インテリア製品、コラボレーション家具、食堂・談話室家具、学習デスク・チェア・書棚等学習関連家具、育児関連家具、カジュアル家具、ベッド他生活関連家具、その他家具関連製品等

②建築付帯設備機器事業

クリーンルーム機器、エアハンドリングユニット、ファンコイルユニット、エア・ディフューザー、建具、壁面収納家具、ペリカバー他内装建材設備、病院等ヘルスケア関連施設・高齢者関連施設用建具、内装設備、サインシステム等

(7) 主要な営業所および工場（2021年11月30日現在）

会社名	名 称	所在地	名 称	所在地
株式会社くろがね工作所	本 社	大阪市西区	津 工 場	三重県津市
	東日本営業部	東京都港区	京 都 工 場	京都府八幡市
	札幌営業所	札幌市中央区	西日本営業部	大阪市西区
	名古屋営業所	名古屋市中区	山口営業所	山口県山口市
	三重営業所	三重県津市	九州営業所	福岡市中央区
くろがね興産株式会社	本 社	三重県津市		
ケイ・エス・エム株式会社	本社・工場	京都府八幡市		
ケイ・エフ・エス株式会社	本社・工場	京都府八幡市		

(8) 従業員の状況（2021年11月30日現在）

①企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	
当 期 末	前期末比増減
279名	12名減少

②当社の従業員の状況

従 業 員 数		平均年齢	平均勤続年数
当 期 末	前期末比増減		
260名	10名減少	47.2才	20.6年

(9) 主要な借入先の状況 (2021年11月30日現在)

主要な借入先	借入金残高
シンジケートローン	1,400百万円
株式会社三菱UFJ銀行	315
タームローン	225
株式会社静岡中央銀行	219
株式会社名古屋銀行	142
株式会社日本政策投資銀行	127

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとする7金融機関からの協調融資、タームローンは、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとする3金融機関からの協調融資によるものであります。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年11月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 5,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,857,113株
- (3) 株主数 1,442名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ワイ・ケイ株式会社	161千株	9.45%
エイ・シイ工業株式会社	139	8.18
くろがね取引先持株会	97	5.72
くろがね従業員持株会	66	3.89
住友生命保険相互会社	63	3.72
東洋不動産プロパティマネジメント株式会社	62	3.69
株式会社三菱UFJ銀行	56	3.34
神 足 尚 孝	55	3.25
第一生命保険株式会社	41	2.45
神 足 民 子	33	1.96

(注) 持株比率は自己株式(153,644株)を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する事項
特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役および監査役の氏名等 (2021年11月30日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	神 足 尚 孝	社長執行役員
取締役副社長	田 中 成 典	ケイ・エス・エム株式会社代表取締役社長 副社長執行役員 チーフコンプライア ンスオフィサー (CCO)
取 締 役	森 吉 武	監査室担当 常務執行役員 経営管理本部長 兼 総務本部長
取締役相談役	神 足 泰 弘	
取 締 役	岩 寄 理 致	岩寄理致税理士事務所代表
常勤監査役	大 和 資 郎	
監 査 役	太 田 克 実	太田克実税理士事務所代表 株式会社ハイレックスコーポレーショ ン社外監査役
監 査 役	齊 藤 賢 一	株式会社斉藤総研代表取締役 齊藤賢一公認会計士事務所代表 齊藤賢一税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役岩寄理致氏は、社外取締役であります。
2. 監査役太田克実氏、齊藤賢一氏は、社外監査役であります。
3. 取締役岩寄理致氏、監査役太田克実氏、齊藤賢一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 取締役岩寄理致氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、当社と岩寄理致税理士事務所との間には、特別な関係はありません。
5. 監査役太田克実氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、当社と太田克実税理士事務所および株式会社ハイレックスコーポレーションとの間には、特別な関係はありません。
6. 監査役齊藤賢一氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、当社と株式会社斉藤総研、齊藤賢一公認会計士事務所、および齊藤賢一税理士事務所との間には、特別な関係はありません。

7. 取締役の異動

2021年2月25日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって、取締役岩倉博司氏、安藤恒史氏、渡邊祐治氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は取締役、監査役、執行役員ならびに当社子会社の取締役、監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者がその業務につき行った行為（ただし、犯罪行為等は除く）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して当該保険契約によって補填することとしております。なお、保険料は全額会社が負担しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という）を決議しており、各取締役の報酬の決定は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により代表取締役社長に一任することとし、各取締役の職位、貢献度、会社の業績等を勘案して支給することとしております。また、役位別の報酬額は役位ごとに固定とし、代表権者、貢献度等に対する加算等を行い、各取締役の支給額を決定することとしております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、1992年2月27日開催の定時株主総会において、月額1,200万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役は10名です。監査役の報酬限度額は1988年2月26日開催の定時株主総会において月額300万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役は2名です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会の一任を受けた代表取締役社長（社長執行役員）神足尚孝が決定方針に沿って決定しております。取締役会が委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	44百万円 (2百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	14百万円 (4百万円)

(注) 1. 上表には2021年2月25日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
特記すべき関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

取締役岩寄理致氏は、当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、税理士としての専門知識・経験等から、経営陣から独立した客観的視点をもって助言・発言を行っております。

監査役太田克実氏は、当事業年度開催の取締役会15回全てに出席、また監査役会16回全てに出席し、税理士としての専門知識・経験等から、経営陣から独立した客観的視点をもって意見を述べるなど、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・発言を行っております。

監査役齋藤賢一氏は、当事業年度開催の取締役会15回全てに出席、また監査役会16回全てに出席し、公認会計士としての専門知識・経験等から、経営陣から独立した客観的視点をもって意見を述べるなど、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当社に対して損害賠償責任を負うこととなった場合において、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人やまぶき

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 32百万円

②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 32百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出の根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である監査法人やまぶきは、会社法第427条第1項の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

①取締役会による経営の意思決定および業務執行の監督機能強化のために、執行役員会議制度を制定し、執行役員会議は取締役会において決定された事項の周知、各事業部門の業績の進捗状況および予測、ならびにその他業務執行に関連する事項についての検討および決議を行う体制とし、経営の意思決定・監督機能（取締役会）と業務執行機能（執行役員会議）を明確に分離する。

②企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を当社および当社グループの取締役および使用人が法令・定款を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）の指揮の下、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。

③市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては毅然たる態度で対応することを基本方針とする。不当要求に対する統括部署を総務部門とし、情報収集や外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。

④取締役副社長直轄の監査室を設置し、各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、定期的に取り締り役会および監査役会に報告をするものとする。法令上疑義のある行為等について取締役および使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を構築し、運営する。

⑤監査役は、「監査役会規則」および「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査役は常時これらの文書等閲覧できるものとする。

3. 損失の危険に関する規程その他の体制

経営リスク（コンプライアンス、環境、災害、品質、情報管理等に係るリスク）については、当社および当社グループのそれぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視は総務部門が行うものとする。新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定め、執行役員会議においてその具体的対応を推進する。

また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、執行役員制度、組織規程・職務分掌規程等の社内規則の整備、執行役員会議等での審議・報告により経営の意思決定と執行の分離、経営効率の向上、意思決定の迅速化を図る。

②当社は、子会社に対し、子会社の事業内容、規模等を考慮の上、当社の職務分掌、指揮命令系統および意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させる。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および当社グループの事業に関して企業集団の適正を確保するため、親会社より派遣した取締役・監査役により、子会社が親会社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制と、当社および当社グループにおける内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じて指導・援助を行う。

また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動等は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

7. 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役は監査役を補助する使用人に対しては、監査役の補助業務に関し指揮命令を行わない。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制、およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容等をすみやかに報告するものとする。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

監査役と取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、意思の疎通を図る。

9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役への報告を行った当社および当社グループの役員および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いがされないことを確保する。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生ずる費用の負担を求めた場合は、速やかに対応する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令ならびに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を15回開催しております。

(2) 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

(3) 内部監査の実施

内部監査基本計画に基づき、当社ならびにグループ会社の内部監査を実施しております。

(4) 財務報告に係る内部統制

内部統制に関する基本計画に基づき内部統制評価を実施しております。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	775,121	支払手形及び買掛金	1,249,377
受取手形及び売掛金	1,257,402	短期借入金	2,055,700
商品及び製品	1,126,384	1年内返済予定の長期借入金	572,607
仕掛	858,219	未払法人税等	61,471
原材料及び貯蔵品	156,992	未払消費税等	54,261
前払費用	44,461	未払費用	103,209
その他の他	58,227	受注損失引当金	29,000
貸倒引当金	△178	その他の他	287,984
流動資産合計	4,276,631	流動負債合計	4,413,611
II 固定資産		II 固定負債	
1 有形固定資産		長期借入金	740,285
建物及び構築物	1,191,351	リース債務	65,249
機械装置及び運搬具	156,264	繰延税金負債	11
土地	2,375,281	再評価に係る繰延税金負債	352,883
リース資産	92,494	製品自主回収関連損失引当金	1,158
その他の他	42,547	退職給付に係る負債	663,985
有形固定資産合計	3,857,939	その他の他	16,102
2 無形固定資産	49,259	固定負債合計	1,839,675
3 投資その他の資産		負債合計	6,253,287
投資有価証券	1,139,041	(純資産の部)	
長期前払費用	11,214	I 株主資本	
繰延税金資産	33,589	1 資 本 金	2,998,456
その他の他	270,250	2 利 益 剰 余 金	△240,000
貸倒引当金	△2,405	3 自 己 株 式	△157,985
投資その他の資産合計	1,451,690	株 主 資 本 合 計	2,600,470
固定資産合計	5,358,889	II その他の包括利益累計額	
		1 その他有価証券評価差額金	△1,868
		2 繰延ヘッジ損益	△9
		3 土地再評価差額金	773,483
		その他の包括利益累計額合計	771,606
		III 非支配株主持分	10,157
資 産 合 計	9,635,521	純 資 産 合 計	3,382,234
		負債・純資産合計	9,635,521

連 結 損 益 計 算 書

(2020年12月1日から2021年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 売上高		8,373,579
II 売上原価		6,692,333
III 売上総利益		1,681,246
III 販売費及び一般管理費		1,783,852
IV 営業損失		102,605
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	20,861	
その他の	101,784	122,646
V 営業外費用		
支払利息	41,846	
その他の	48,323	90,170
VI 経常損失		70,130
VI 特別利益		
投資有価証券売却益	116,574	116,574
VII 特別損失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	11,495	
投資有価証券売却損	3	11,498
税金等調整前当期純利益		34,945
法人税、住民税及び事業税		40,572
法人税等調整額		△2,895
当期純損失		2,731
非支配株主に帰属する当期純利益		2,636
親会社株主に帰属する当期純損失		5,367

連結株主資本等変動計算書

(2020年12月1日から2021年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,998,456	△234,633	△157,971	2,605,851
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)		△5,367		△5,367
自己株式の取得			△13	△13
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—
当期変動額合計	—	△5,367	△13	△5,381
当期末残高	2,998,456	△240,000	△157,985	2,600,470

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	18,351	△556	773,483	791,279	7,921	3,405,051
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)				—		△5,367
自己株式の取得				—		△13
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△20,220	547		△19,673	2,236	△17,436
当期変動額合計	△20,220	547	—	△19,673	2,236	△22,817
当期末残高	△1,868	△9	773,483	771,606	10,157	3,382,234

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4社	くろがね興産株式会社 ケイ・エス・エム株式会社 ケイ・エフ・エス株式会社 株式会社くろがねファシリティ創研
---------	----	--

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数	1社	日本アキュライド株式会社
--------------	----	--------------

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は全て連結決算日と同じであります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

- ・時価のないもの……………移動平均法による原価法

②デリバティブ……………時価法

③棚卸資産

商品及び製品・原材料及び貯蔵品……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品……………総平均法による原価法、ただし工事据付関係の仕掛品については個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）…①2007年3月31日以前に取得したものの
旧定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については旧定額法によっております。

②2007年4月1日以降に取得したものの
定率法

ただし、建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物

13年～47年

機械装置及び運搬具

4年～13年

無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

少額減価償却資産……………取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、均等償却（3年）しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一のリース取引に係るリース資産 方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額リース取引に係るリース資産 法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②受注損失引当金……………受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積可能なものについては、損失見積額を引当計上しております。

③製品自主回収関連損失引当金……………当社が過去に販売した特定の製品の自主回収及び点検・交換を行うに当たり、回収・点検等にかかる損失の発生に備えるため、発生見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

ヘッジ会計の方法……………①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建予定取引

- ③ヘッジ方針
外貨建仕入取引に係る為替変動リスクヘッジのため、為替予約取引を行っており、投機目的で行わない方針であります。

- ④ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較する方法によっております。

- ⑤その他
リスク管理体制として決裁権限等を定めた社内稟議規程に基づき、所定の決裁を受けて実行し、経理部にて管理しております。

退職給付に係る会計処理の方法……………当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

収益及び費用の計上基準……………請負工事に係る収益計上は、工事進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

(5) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

II 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	893,154千円
土地	1,394,135千円
投資有価証券	639,941千円
合計	2,927,230千円

担保資産が供されている債務

短期借入金	820,632千円
1年内返済予定の長期借入金	275,159千円
長期借入金	363,320千円
合計	1,459,111千円

- | | |
|-------------------|-------------|
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 9,166,797千円 |
| 3. 受取手形裏書譲渡高 | 211,906千円 |
| 4. 受取手形割引高 | 377,327千円 |

III 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,857,113株
------	------------

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

IV 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に家具関連事業、建築付帯設備機器事業の製造販売の計画及び設備投資計画に基づいて、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産により運用し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引は、リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金、設備投資資金の調達を目的としたものであり、償還日は、おおむね7年以内であります。変動金利による借入金については金利の変動リスクに晒されております。

外貨建仕入取引に係る為替変動リスクヘッジのため、為替予約取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、社内管理規程に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に各担当役員へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、社内管理規程に従い、外貨建ての営業債権債務について、期日及び残高を管理しております。

投資有価証券については、定期的に時価を把握し、明細表を作成する等の方法により管理しており、また、その内容が取締役社長に報告されております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従うこととしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成するとともに、一定の手許流動性を維持する等の方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）をご参照ください。）

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	775,121	775,121	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,257,402	1,257,402	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	655,768	655,768	—
資 産 計	2,688,293	2,688,293	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,249,377	1,249,377	—
(2) 短期借入金	2,055,700	2,055,700	—
(3) 長期借入金（1年内含む）	1,312,892	1,309,978	△2,913
負 債 計	4,617,969	4,615,055	△2,913
デリバティブ取引（※）	13	13	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内含む）

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額483,272千円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（3）投資有価証券」には含めておりません。

V 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,979円53銭
2. 1株当たり当期純損失	3円15銭

VI 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	708,531	支払手形	783,323
受取掛手形	140,238	買掛金	418,624
商品及び製品	1,108,775	短期借入金	1,980,000
仕掛品	1,128,359	1年内返済予定の長期借入金	558,615
材料及び貯蔵品	857,208	リース債	50,943
原材料及び貯蔵品	103,599	未払金	13,843
前払費用	41,724	未払費用	238,039
未収金	84,147	未払法人税等	60,003
その他の金	5,346	未払消費税等	50,461
倒引当金	△181	前受注損失引当金	194,010
流動資産合計	4,177,750	流動負債合計	29,000
II 固定資産		その他の	23,587
1有形固定資産		流動負債合計	4,400,452
建物	1,179,714	II 固定負債	
構築物	6,377	長期借入金	729,861
機械及び装置	148,829	リース債	65,249
車両及び運搬具	1,879	再評価に係る繰延税金負債	352,883
工具器具備品	33,891	退職給付引当金	626,139
土地	2,375,281	製品自主回収関連損失引当金	1,158
一ス資産	92,494	資産除去債	11,186
有形固定資産合計	3,838,467	その他の	4,832
2無形固定資産		固定負債合計	1,791,309
ソフトウェア	34,615	負債合計	6,191,762
リース資産	11,462	(純資産の部)	
その他の資産	2,430	I 株主資本	
無形固定資産合計	48,507	1 資 本	2,998,456
3投資その他の資産		2 利 益 剰 余 金	
投資有価証券	733,719	利益準備金	12,778
関係会社株	110,222	その他の利益剰余金	△653,438
長期前払費用	10,841	繰越利益剰余金	△653,438
繰延税金資産	30,717	利益剰余金合計	△640,660
その他の金	214,920	3 自 己 株	△157,985
倒引当金	△2,405	株 主 資 本 合 計	2,199,810
投資その他の資産合計	1,098,016	II 評価・換算差額等	
固定資産合計	4,984,992	1 その他有価証券評価差額金	△2,305
		2 繰延ヘッジ損益	△9
		3 土地再評価差額金	773,483
		評価・換算差額等合計	771,169
資 産 合 計	9,162,742	純 資 産 合 計	2,970,980
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,162,742

損益計算書

(2020年12月1日から2021年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 売上高		8,320,991
II 売上原価		6,706,445
売上総利益		1,614,545
III 販売費及び一般管理費		1,699,699
営業損失		85,154
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	24,460	
その他の	76,971	101,432
V 営業外費用		
支払利息	39,448	
その他の	44,881	84,329
経常損失		68,051
VI 特別利益		
投資有価証券売却益	116,574	116,574
VII 特別損失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券売却損	3	
投資有価証券評価損	11,495	
子会社株式評価損	60,784	72,282
税引前当期純損失		23,760
法人税、住民税及び事業税		39,125
法人税等調整額		△5,331
当期純損失		57,555

株主資本等変動計算書

(2020年12月1日から2021年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	
		利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,998,456	12,778	△595,883	△583,105	△157,971	2,257,379
当期変動額						
当期純損失(△)			△57,555	△57,555		△57,555
自己株式の取得				—	△13	△13
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				—		—
当期変動額合計	—	—	△57,555	△57,555	△13	△57,568
当期末残高	2,998,456	12,778	△653,438	△640,660	△157,985	2,199,810

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	18,319	△556	773,483	791,247	3,048,626
当期変動額					
当期純損失(△)				—	△57,555
自己株式の取得				—	△13
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△20,624	547		△20,077	△20,077
当期変動額合計	△20,624	547	—	△20,077	△77,646
当期末残高	△2,305	△9	773,483	771,169	2,970,980

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産

商品及び製品・原材料及び貯蔵品…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品……………総平均法による原価法、ただし工事据付関係の仕掛品については個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）…①2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については旧定額法によっております。

②2007年4月1日以降に取得したもの

定率法

ただし、建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

13年～47年

機械及び装置

11年～13年

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 少額減価償却資産……………取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、均等償却（3年）しております。

(4) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金……………受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積可能なものについては、損失見積額を引当計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 製品自主回収関連損失引当金……………当社が過去に販売した特定の製品の自主回収及び点検・交換を行うに当たり、回収・点検等にかかる損失の発生に備えるため、発生見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

請負工事に係る収益計上は、工事進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法……………①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引

③ヘッジ方針

外貨建仕入取引に係る為替変動リスクヘッジのため、為替予約取引を行っており、投機目的で行わない方針であります。

④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較する方法によっております。

⑤その他

リスク管理体制として決裁権限等を定めた社内稟議規程に基づき、所定の決裁を受けて実行し、経理部にて管理しております。

消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

6. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建 物……………	893,154千円
土 地……………	1,394,135千円
投資有価証券……………	639,941千円
合 計……………	2,927,230千円

担保資産が供されている債務

短期借入金……………	820,632千円
1年内返済予定の長期借入金……………	275,159千円
長期借入金……………	363,320千円
合 計……………	1,459,111千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額…………… 8,929,089千円

3. 保証債務

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
ケイ・エス・エム株式会社	75,700千円	借入債務

4. 受取手形裏書譲渡高…………… 211,906千円

5. 受取手形割引高…………… 377,327千円

6. 関係会社に対する短期金銭債権…………… 225,757千円

7. 関係会社に対する短期金銭債務…………… 231,645千円

III 損益計算書に関する注記	
1. 関係会社に対する売上高	1,346,502千円
2. 関係会社よりの仕入高	603,700千円
3. 関係会社よりの経費仕入高	301,413千円
4. 関係会社との営業外取引高	19,468千円
IV 株主資本等変動計算書に関する注記	
当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	153,644株
V 税効果会計に関する注記	
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
棚卸資産評価損	53,975千円
事業税	7,018千円
退職給付引当金	190,972千円
資産除去債務	3,411千円
減損損失	57,300千円
子会社株式評価損	18,539千円
繰越欠損金	173,788千円
その他	12,941千円
繰延税金資産小計	517,947千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△166,154千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△321,074千円
評価性引当額小計	△487,229千円
繰延税金資産合計	30,717千円
繰延税金資産純額	30,717千円
再評価に係る繰延税金負債	
土地再評価差額	352,883千円

VI リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している主要な固定資産として、鋼板プレス加工設備の一部及び各種コンピュータ等があります。

VII 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	くろがね興産株式会社	三重県津市	25,000	物流配送	直接 100.0	物流業務の委託 役員の兼任	物流費の支払	413,706	未収入金 買掛金 未払費用	3,537 6,154 140,416
子会社	ケイ・エス・エム株式会社	京都府八幡市	10,000	鋼製事務用家具の製造	直接 100.0	鋼製事務用家具の製造 委託、債務保証 役員の兼任	賃貸料の受取(注3) 製品の仕入 債務保証(注2)	10,416 398,954 75,700	買掛金 前受金	40,996 954
関連会社	日本アキュライド株式会社	京都府八幡市	50,000	金属製品販売	直接 38.75	精密ボールベアリング 式スライドレールの販売 役員の兼任	製品の販売 賃貸料の受取(注3) 部品の仕入 経営指導料	1,272,973 48,039 8,918 25,090	受取手形 売掛金 前受金 買掛金 未収入金	82,141 108,842 5,316 4,511 991

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 上記各社への販売及び仕入については、市場価格を勘案し、価格交渉の上、決定しております。
- 2 銀行借入に対して債務保証を行っております。なお、これに係る保証料の受け取りはありません。
- 3 賃貸料については、近隣の取引実勢や保有に係る経費等を勘案し決定しております。
- 4 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

VIII 1株当たり情報に関する注記

- 1 1株当たり純資産額…………… 1,744円08銭
- 2 1株当たり当期純損失…………… 33円79銭

IX 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年1月21日

株式会社 くろがね工作所
取締役会 御中

監査法人やまぶき
京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 西 岡 朋 晃
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 平 野 泰 久
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社くろがね工作所の2020年12月1日から2021年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社くろがね工作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年1月21日

株式会社 くろがね工作所
取締役会 御中

監査法人やまぶき
京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 西岡 朋 晃
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 平野 泰 久
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社くろがね工作所の2020年12月1日から2021年11月30日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年12月1日から2021年11月30日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人監査法人やまぶきと協議を行うとともに、その監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年1月21日

株式会社くろがね工作所 監査役会

常勤監査役 大 和 資 郎 ㊟

社外監査役 太 田 克 実 ㊟

社外監査役 齊 藤 賢 一 ㊟

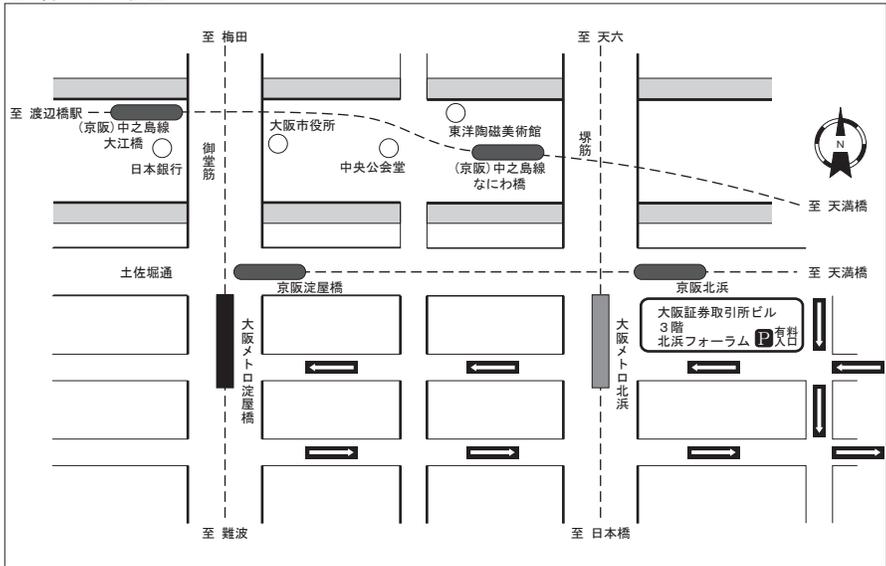
以 上

—— メ モ ——

株主総会会場ご案内

会場 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
北浜フォーラム A・B・C室
(大阪証券取引所ビル3階)
電話 06-6202-2311

会場付近略図



1. 大阪メトロ（御堂筋線）淀屋橋駅下車・京阪地下道を東へ徒歩約6分（27号・28号出口直結）
2. 大阪メトロ（堺筋線）北浜駅または京阪電車北浜駅下車
京阪地下道（1B出口・27号・28号出口直結）